

くまもと森都心プラザ条例の一部改正について

くまもと森都心プラザ条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

くまもと森都心プラザ条例の一部を改正する条例

くまもと森都心プラザ条例（平成 22 年条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付す。

附則第 2 項に見出しとして「(準備行為)」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（指定管理者の指定の手続の特例）

- 3 第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、くまもと森都心プラザ条例の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、指定管理者を指定する場合は、市長が別に定める基準に該当するものを選定し、議会の承認を経て指定するものとする。
- 4 前項の規定による指定の期間は、1 年を超えることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

指定管理者の指定の手続の特例を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。